

インド史  
II

中村元選集〔決定版〕  
第6巻

春秋社

2012047480

## はしがき

マウリヤ王朝時代は古代インド研究のための基準となるものである。

インドのやや確実な歴史が知られるのは、マウリヤ王朝時代からであろう。この時代のものとしては考古学的遺品も多いし、また外国方面の資料も伝えられている。ただしインド全体が一つの国家的統一を形成したのは、マウリヤ王朝時代においてであり、またそれだからこそ、考古学的な遺品や外国の文献における記載も多く残されているのである。この時代にインド全体が一つの国家に統一されたということ、確実な史料が多数残存しているということは、決して単なる偶然的な併行現象ではない。その基底には十分な理由があるのである。

マウリヤ王朝時代の社会および文化の実態を明らかにするならば、それによってヴェーダ聖典、原始仏教聖典、ジャイナ聖典、叙事詩など膨大な文献に対する原典批判的研究のための手がかりが確立することとなる。これらの聖典に対する原典批判的研究は、究極においてはマウリヤ王朝時代との連関を考慮しなければならなくなるのである。すなわちこれらの典籍の各部分とマウリヤ王朝時代との年代的前後関係を明らかにしなければ、われわれはこれらの典籍を歴史的研究のための資料として安心して用いることができない。だからマウリヤ王朝を手がけるということは、古代インドの社会史

的・政治史的な解明のための手がかりであるのみならず、思想的・宗教史的な現実を知るための第一歩であると考えられる。

ゆえにマウリヤ王朝時代のインドの実情をまず明らかにして、それを手がかりにして年代的に前に遡り、あるいは後に降ることとして研究を進めるということは、一つの重要な手続きであろう。

ところで、インド人自身の残した最も確実な資料は何かという点、それは考古学的遺跡・遺品、特に碑文・古銭のたぐいである。文献だと後世の人が手を加えて書き換えたり、一部を加筆したり削除したりすることが、しばしば行なわれたが、地下から発掘されたものは改変された恐れがない。これこそ洗いざらい調べてみなければならないと思つた(考古学の資料を用いることは、わたくしの原始仏教研究の方法論の一つでもある)。

インドには史書が残っていないが、多数の碑文が残っている。これは空想的叙述のまざらない、何よりも確実な根拠、疑おうとして疑うことのできないよりどころであろう。こう思つて、わたくしは碑文については、西紀八世紀以前の残っているかぎりのものを全部あたってみた。たとえば、ドイツのリューダースのブラーフミー文字の碑文目録、ノルウェーのインド学者であるステン・コノウのカローシユティエー文字の碑文集や、フランケの目録、イギリスのフリートのグプタ碑文集などである。本書のうちにも多数の碑文資料を引用し、特にアショーカー王碑文については全体の邦訳を収録した。ただ碑文の言語は特殊であつて一見誤植のように見えても必ずしも誤植ではないから、字句に関する精密な論議のときには、本書に挙げておいた原資料に当たられることを希望する。

本書の刊行にあたっては、明治大学助教授・東方学院講師の阿部慈園博士、早稲田大学大学院の瀧川郁久氏の手を煩わすこと多大であつた。ここに記して深く感謝の意を表したい。

一九九七年七月

中村 元

目次

はしがき

第四編 統一的官僚国家——マウリヤ王朝……………三

時代の概観……………五

第一章 西方からの軍事的勢力の侵入……………九

一 ペルシア軍の侵入……………九

(一) ペルシア諸王の支配……………九

(二) 西北インドの諸国……………三

二 マケドニア軍の侵入……………四

(一) アレクサンドロスのインド遠征……………四

(二) アレクサンドロスの侵入の影響……………三

第二章 マウリヤ王朝……………七

一 統一国家の成立	一七
(一) ギリシア軍の撃退	一七
(二) チャンドラグプタのインド統一	一七
(三) ビンドウサーラ	一八
二 アショーカ王ならびにその後の王朝	一八
(一) アショーカ王	一八
(二) カリンガ国征服の歴史的意義	一九
(三) アショーカ王以後の王朝	二〇
三 カウティリヤの国家主義	二〇
(一) 『カウティリヤ実利論』の政治史的意義	二〇
(二) 国家論	二一
(三) 官僚の支配	二二
四 功利主義	二二
五 国土と民族	二三
五 宮廷	二三
第三章 国家体制	二五
一 集権的性格	二五

(一) 大事業の遂行	二六
(二) 詔勅	二七
(三) 国家意識	二八
二 官僚制度	二七
(一) 中央政府	二七
(1) 官僚	二七
(2) 特別の官吏	二八
(3) 官吏の任用	二九
(二) 地方行政組織	二九
(1) 太守たる皇子	二九
(2) 地方官	三〇
(3) 監察制度	三一
(三) 辺境に対する対策	三一
三 司法	三一
(一) 法意識	三一
(二) 嚴罰主義	三二
(三) アショーカ王の寛刑主義	三二
四 軍備	三三

## 五 經濟

- (一) 帝國の經濟的基盤——農業生産の拡大……………一六九
- (二) 土地所有の問題……………一七〇
- (三) 貨幣經濟と貿易……………一八三
- (四) 交通の發展……………一八六
- (五) 經濟活動に従事した階級……………一九一
- 六 都市……………一九七
- 七 國際的性格……………二〇一

## 第四章 社会構成

- 一 種々の社会組織……………二〇五
- 二 共同活動の様式……………二一九
- 三 階級の問題……………二二四
- (一) 階級の対立……………二三〇
- (二) 階級構成……………二三四

## 第五章 諸宗教

- 一 宗教者……………二四〇
- (一) シヤモンとバラモン……………二四五

(二) 階級的意義……………二五一

(三) 哲人の大会……………二五三

四 宗教と王権……………二五九

(五) シヤモン……………二六三

(1) シヤモンの無階級性……………二六三

(2) 森に住む人……………二六四

(3) 医術者……………二六九

(4) 苦行者など……………二七三

(5) 尼僧……………二七三

(六) 諸宗教への言及……………二七四

(1) 仏教への言及……………二七四

(2) ジャイナ教への言及……………二七六

(3) アーjeeヴィカ教への言及……………二七六

二 仏教の社会的基盤……………二八〇

(一) 信徒の社会層……………二八〇

(二) 地域的視点からの考察……………二八六

(三) 民衆的性格……………二九〇

第六章 国家を超えた政治理想——アショーカ王のねがい……………二九七

一 政治の基本理念……………	二九七
(一) 国王の立場……………	二九七
(二) 国家を超えるもの……………	二九七
(三) 法の観念……………	二九七
(四) 行動の強調……………	三〇八
(五) 官吏としての心得……………	三〇一
(六) 報恩の行……………	三〇九
二 アショーカ王の教化政策……………	三四五
(一) 法の宣布……………	三四五
(二) 教法大官と法の巡行……………	三四四
(三) 社会事業……………	三六〇
三 アショーカ王の宗教政策……………	三六五
(一) アショーカ王の仏教帰依……………	三六六
(二) 仏教の宣布……………	三六二
(1) アショーカ王の伝道活動……………	三六二
(2) 考古学的遺品……………	三六二
(三) 教団に対する経済的援助……………	三六五
(四) 教団に対する統制……………	三六八

(五) 信教の自由……………	四〇九
(六) 〔付論〕ジャラウカス王の宗教政策……………	四三三
(七) アショーカ王の倫理思想……………	四三四
(八) 歴史的意義——現代に生きる理想……………	四四九
第七章 マウリヤ帝国の崩壊……………	四五五
一 市民社会的共同生活の未発展……………	四五五
二 帝国の脆弱性……………	四五七

〔付篇一〕 マウリヤ王朝時代研究資料…………… 四六一

一 問題の所在……………	四六一
二 刻文……………	四七〇
(一) アショーカ王碑文……………	四七一
(1) 岩石詔勅……………	四八二
(2) 小岩石詔勅……………	四八五
(3) 石柱詔勅……………	四八九
(4) 小石柱詔勅……………	四九二
(5) 窠院刻文……………	四九四

	(6) アラム語碑文	四九四
	(7) ギリシア語碑文	四九七
	(二) その他の刻文	五〇三
	(1) ゴーステンディー碑文	五〇三
	(2) マトウラー発見石柱刻文	五〇五
	(3) マトウラー発見煉瓦銘文	五〇五
	(4) パルカ巨像刻文	五〇五
	(5) サトダラー・ストウーパ銘文	五〇六
	(6) ソーナーリ・ストウーパ銘文	五〇七
	(7) サーンチー銘文	五〇
	(8) ベスナガル笠石銘文	五二
	(9) ボージプル・ストウーパ銘文	五二
	(10) アンデル・ストウーパ銘文	五三
	(11) ケーヴァティ・クンダ洞窟刻文	五五
	(12) タンドワー石塊銘文	五五
	(13) ラームガル洞窟刻文	五五
	(14) ソーフガウラー銅板刻文	五八
	(15) マハースターン石板	五二
	(16) ブッダガヤー銘文	五三
	(17) ナーガールジュニー丘窟院刻文	五六
	(18) ヴァーカーラー石塊刻文	五六
	(19) コーンダーネー窟院刻文	五七
	(20) ナーナーガート窟院刻文	五八
	(21) ナーシク窟院銘文	五九
	(22) アジャンター窟院銘文	五九
	(23) アマラーヴァティ窟院銘文	五九
	(24) バッティプロール銘文	五七
	(25) ソーパラー刻文	五八
	(26) その他の刻文	五八
	(27) スリランカの刻文	五九
三	考古学的資料	五九
四	文献資料	五九
	(一) ギリシア・ローマの記録	五九
	(1) 古典時代	五九
	(2) メガステネーアの『インド誌』	五九
	(3) ヘレニズム時代	五九
	(二) マウリヤ王朝に言及するインドの主な典籍	五九



〔付篇二〕 マウリヤ王朝ならびにゴータマ・ブツダの年代について……………頁一

- 一 問題の所在……………頁一
- 二 マウリヤ王朝の年代……………頁三
  - （一）ギリシア資料にもとづく算定……………頁六
  - （二）インド資料にもとづく算定……………頁一
- 三 ゴータマ・ブツダの年代……………頁三
- 四 結語……………頁五

〔付篇三〕 アショーカ王詔勅の邦訳……………頁三

- 一 岩石詔勅……………頁三
  - （一）一四章よりなる詔勅……………頁三
  - （二）別刻岩石詔勅……………頁三
- 二 小岩石詔勅……………頁三
  - （一）第一グループ……………頁三
  - （二）第二グループ……………頁三

- （三）第三グループ……………頁六
- （四）第四グループ……………頁六
- （五）カルカッタ・バイラート詔勅……………頁三
- 三 石柱詔勅……………頁三
  - （一）七章よりなる石柱詔勅……………頁四
  - （二）皇后に関する詔勅……………頁六
- 四 小石柱詔勅……………頁七
  - （一）コーサーンビー詔勅……………頁七
  - （二）サーンチー詔勅……………頁七
  - （三）サールナート詔勅……………頁九
  - （四）ルンビニー園の詔勅……………頁〇
  - （五）ニガリー・サーガル詔勅……………頁一
- 五 その他……………頁一
  - （一）窟院の刻文……………頁一
  - （二）アラム語詔勅……………頁二
  - （三）ギリシア語詔勅……………頁三